

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 5 回 総 会

平成 2 8 年 5 月 1 0 日

第15回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年5月10日(火)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 岡 田 住 夫

室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満 須 崎 誓 晤

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

栗 須 幹 生

(欠席委員) 大 江 愛 久 大 橋 秀 行 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 圃場整備工事施工承認申請について

(3) 非農地証明願いについて

そ の 他 (1) 農地法3条の下限面積について

議長 皆様おはようございます。はじめに、去る4月14日から断続的に発生しました熊本地震により、多数の死傷者が出るとともに、家屋や公共施設等の倒壊をはじめ、農業、農地、農業施設などにも多大な被害をもたらし、依然として余震が続いております。こうした状況に対し、国を挙げて災害復旧に取り組んでおりますが、全国農業会議所をはじめとした農業委員会系統組織としても、被災した農業者等の一日も早い復興を支援するため、義援金の募集活動を実施しております。

後ほど事務局からの連絡事項で義援金の協力のお願いを予定しております。

地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、ただ今から「黙祷」を捧げたいと思います。ご起立をお願いします。

「黙祷」

黙祷を終わります。ありがとうございました。

それでは改めまして、委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、22名であります。欠席の届出は、9番大江委員、18番大橋委員、24番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第15回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、5番原田委員、6番森岡委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第15回総会総括表。3条所有権の移転は、2件で田942㎡、畑218㎡、計1,160㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、2件で田7,946㎡、畑2,404㎡、計10,350㎡でございます。圃場整備工事施工承認申請は、1件で田1,687㎡、計1,687㎡でございます。非農地証明願いは、1件で畑121㎡、計121㎡でございます。合計は、6件で田10,575㎡、畑2,7

43㎡、総合計は、13,318㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積218㎡でございます。譲渡人は、大阪府堺市■■■■さん。理由は、住居が遠隔地で耕作できないということでございます。譲受人は、有馬町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも99aです。農作業歴は、30年です。通作距離又は時間は、車で1分ということでございます。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、野菜栽培をするということでございます。

2番、久生屋町字大久生屋■■■■番、台帳田、現況休耕、面積942㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。理由は、農業経営規模を縮小したいということでございます。譲受人は、有馬町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも99aです。農作業歴は、30年です。通作距離又は時間は、車で1分ということでございます。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、蜜柑栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

第1号議案の1番について、説明をさせていただきます。

譲渡人の■■■■さんは、現在大阪に住んでおられて、耕作が困難なため耕作できなくなったということであります。譲受人の■■■■さんは、農業規模を拡大したいということで、農業経験も30年という経験があり、特に問題はないと思います。現地も通作距離が徒歩で3分くらいの所でございますので、周りも問題ないと思います。地元委員としては、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に2番について、久生屋町お願いいたします。

12番（松本委員） 12番、松本です。

第1号議案の2番について、説明をさせていただきます。

内容は、ただいま事務局からの説明のとおりであります。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親子関係であり、譲受人の■■■■さんは■■■■さんの分も現在耕作しており、農業経験も30年という経歴を持っております。そのように農地を守っております。今回の件ですが、■■■■さんと現地で会い説明を受けました。現状は休耕であります、水が流れ込んでおり耕作できない状態でありますので、排水を整備して農地に回復してミカン栽培をしたいということでもあります。農業に意欲もあり、地元委員としては何ら問題ないと思いますのでご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字赤坂■■■■番、台帳田、現況畑、面積52㎡ほか計17筆6,892㎡でございます。利用目的といたしましては、柑橘、野菜、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■さん。借受人は金山町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行金山支店。期間は公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

2番、飛鳥町小阪字平■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積1,099㎡ほか計4筆3,458㎡でございます。利用目的といたしましては、紫蘇栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡

人は、和歌山県岩出市■■■■さん。借受人は飛鳥町佐渡■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。

■■■■さんと■■■■さんは、親子関係にあり、また、再設定でございますので、この案件につきましては、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 次に、2番について飛鳥町お願いいたします。

15番(栗原委員) 15番、栗原です。

2番について説明させていただきます。

今まで、和歌山県岩出市の■■■■さんから御浜町の■■■■さんが利用権を設定していたんですけども、今回■■■■さんが、3年間の新規利用権を設定するというところでございます。■■■■さんは、トラクターを1台持っており、紫蘇栽培をするということでございますけども、今現在、麦ともち米を少し作っております。この件に関しては、何ら問題ないと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認す

ることと決定いたします。

次に、承認事項２圃場整備工事施工承認申請についてを議題といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、神川町長原字朽瀬[]番[]、台帳田、現況休耕、面積603㎡ほか計2筆、1,687㎡でございます。申請人は育生町長井[]さん。申請の理由は、平成11年に農地法の許可を得て当該地を取得したが、大雨により冠水、土砂流入により稲作に適さないため、埋め立て、嵩上げしてシキミ等を栽培するということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、平面図、造成図、始末書、誓約書、営農計画書、[]さんの同意書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただ今の承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、神川町お願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

ただいまの事務局の説明どおりでございますが、場所としましては、神上小中学校の前の道路を長原へ向かって奥に入りますと[]がございまして、[]から約300～400m入りますと現地でございます。2日の日に現地調査をしていただきまして、この地域は、山で木があるときは水も出なかったんですけども、最近、ほとんど奥がはげ山になって鉄砲水があるということでしょっちゅう田圃が浸かっております。そういうわけで、ここを嵩上げして、水稻栽培という日当たりが悪くて、獣害がものすごいものですから、水稻栽培は無理ということで、畑にしてシキミを植えたいということでございます。地元委員としては、何ら問題ないと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただ今の地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1 番、多川です。

2 日の日に現地も見せていただきましたが、地元委員の言うとおりで、何も言うことはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項 2 圃場整備工事施工承認申請についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項 2 につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項 3 非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、金山町字鼓尾 [REDACTED] 番 [REDACTED]、台帳畑、現況宅地、面積 19 m²ほか計 2 筆 121 m²でございます。出願者は愛知県名古屋市 [REDACTED] さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和元年に願出人の祖父が居宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、現況写真、家屋登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項 3 については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1 番について、金山町お願いいたします。

14 番（須崎委員） 14 番、須崎です。

承認事項 3 の 1 番について説明させていただきます。

申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりで、去る 5 月 2 日に、申請人の代理人立会いのもと現地調査を実施しました。

現地は案内図にありますように、国道 311 号金山交差点から、県道御浜北山線を少年自然の家方へ進み、火葬場方面へ右折してすぐの所から山側へ少し上ったところにあります。

申請地については、昭和元年に、申請人の祖父が住宅を建築したということで、今年、県外に居住している申請人が、家と土地を売却するための手続きを進める際に、敷地の一部に登記上で畑となっている土地が含まれていることが明らかになったものであります。

この案件につきましては、土地登記簿、建物登記簿でも明らかであり、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(な し)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員の言うとおりで、私からは何も言うことはございません。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項3非農地証明願ひについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項の、農地法第3条の下限面積についてを議題といたします。事務局から説明をいたさせます。事務局

事務局長 農地法の下限面積の別段面積の見直しについての案でございます。

まず、1ページをご覧ください。これまで設定している下限面積50アール、30アール、20アール、10アールの地区分けについては、現時点では現状のままとしておき、表の一番下にあります新規設定という欄のとおり、今回新たに、市内全域において、空き家に付随する農地を空き家とともに取得する際に、(1)から(6)にあります要件を全て満たす場合に限り1アールという別段の面積を設けるということを提案させていただきたいと思ひます。

空き家と同時に農地も買うという場合に、1アール以上の農地であれば、

その上の各地区の下限面積に達していなくても要件を全て満たしておれば買うことができるようにするというございます。

その許可要件ですが、次のページの内容説明も見ていただきたいんですが、1番として、空き家取得時に付随する農地を空き家とともに取得するものであることとして、空き家を取得しようとする際に、その空き家に付随する農地を同時に取得するものであること。

2番として、熊野市内に存する空き家と農地であることとして、取得しようとする空き家も農地もともに熊野市内に存するものであることとしております。熊野市内であれば、空き家と農地がくっついていなくても、離れていても構わないということございます。

次のページにあります図をご覧ください。例えば、飛鳥町では下限面積は20アールとされております。図のようにAさん所有の空き家とその空き家に隣接した農地1,000㎡、10aを同時に買う場合、農地の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの農地法第3条の許可基準と下限面積1アールとする場合の許可要件(1)～(6)を全て満たす場合は、20アール未満でも買えますよ。

また、その下の図のように、Bさん所有の空き家が有馬町にあり、同じBさん所有の農地2,000㎡、20aが久生屋町にある場合でも、農地法第3条の許可基準と下限面積1アールとする場合の許可要件を全て満たす場合は、久生屋町の下限面積50アール未満でも買えますよ。ということをご想定しております。

3番として、空き家とは、取得する際に台所・便所・風呂の設備を有する住宅であることとし、逆に言えば、台所・便所・風呂の設備がない建物は、ここでいう空き家に該当しない。例えば、小屋、倉庫のようなものでも空き家だといって、それに付随する農地を取得するんだという方もおられるのではないかということから、空き家という定義をここで決めておくということございます。

4番として、空き家（建物、宅地）の所有者と農地の所有者が同一人であることとして、登記上又は固定資産課税台帳で空き家（建物、宅地）の所有者と農地の所有者が同一人であること。建物が未登記又は未登録の場合は、その空き家の敷地の所有者と農地の所有者が同一人であること。相続登記等が未了の場合は、登記が完了してから申請

するものとするとしております。

5番として、空き家（建物、宅地）と農地を同時に取得することがわかる契約書を添付することとして、空き家の取得と同時に、付随する農地を空き家とともに取得することを確認するために添付していただくものです。

6番として、農地を取得後、3年間以上適正に耕作管理することを誓約する文書を添付することとして、3年間以上適正に耕作管理するという誓約書を提出してもらおう。原則として3年3作要件を満たしていない場合は、転売、転貸、転用はできないとするものです。

以上の6つの要件を全て満たし、かつ、農地法第3条の許可基準である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等を満たす場合には、各地区の下限面積に達していなくても、空き家に付随する1アール以上の農地であれば、空き家とともに取得することができるようにするものでございます。

次に目的としまして、空き家の解消と有効活用を促進する。移住・定住の促進、新規就農者の確保、遊休農地の解消にもつながるのではないかと考えております。

熊野市空き家情報登録制度というのがあり、ホームページ上で公開されております。その中に11件の空き家情報が登録されており、その11件中7件に畑が附帯物件として付いておりました。広いものでは800㎡というものもありましたし、家庭菜園程度となっているものもありました。そのうちには、売却希望だけではなく貸付希望というのもあります。

5ページの資料は、農林水産省の調べですが、全国で新規就農者の参入や、I・Uターン者の定住の促進など地域の実情に応じて下限面積を下けている市町村で、三重県の大台町、亀山市も入っております。

6ページからは、亀山市と大台町の資料ですが、これはホームページで公開されております。大台町については平成27年4月1日より空き家に付随する農地を空き家とともに取得する場合は、1アールまで引き下げたということです。

7ページに具体的な手続きの流れを記載しておりますが、町内全域を対象としております。農地を売りたいという人は、まず、下限面積の引き下げの希望を農業委員会の方へ申し出て、申出された翌月に農業委員会総会で適当かどうか判断して公示するそうです。その後、農地を売る人買う人に連

絡し売買契約が成立し、その後3条許可申請をします。また、翌々月の農業委員会総会で3条許可申請の可否を決定して許可証を発行するという流れになっておるようです。

次の8ページの亀山市は、平成24年4月1日以降の申請分からとしております。

亀山市の下限面積は、50アールの地区と30アールの地区があるわけですが、30アールの地区全てにつきまして、許可要件を満たす場合は、下限面積を1アールと定めるというふうに決めているそうです。

大台町につきましても亀山市につきましても、現在のところ事例が出てきていないということでした。

移住を希望される場合に、空き家を購入するというよりは、借りたいと希望する人が多いようです。

当市でも昨年からの下限面積について議論をしていただく中で、特例を設けてはどうかというご意見もありまして、色々と調べたりしてきたわけですが、こういう案を皆さんに議論していただき、疑問点があればご意見をいただきたいと思っております。

また、この案につきましても、総会で議決をしていただき、農林水産省令で定めるところにより公示をして、施行することになります。施行日は、総会で議決した月の翌月の1日からなるものかなと考えております。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、本日は、皆さんからご意見をいただきながら問題点を洗い出し、更に検討をしていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

また、後日でも構いませんので、ご意見等がございましたら事務局までお願いします。

浦坪委員 2ページの(4)の三つ目で、相続登記等が未了の場合は、登記が完了してから申請するものとするという表現がありますけれども、土地の場合は、おそらく皆登記はしていると思うんですけど、家屋の場合は未登記の家というのは大分あると思うんです。昔は、抵当権設定ということで、米をいくらか借りたので、その代わりに抵当として登記したというのがたまに見受けられますけれども、家を登記しとるというのは、金を借りて建てた場合は別ですけどもほとんどしていないということになりますと、建物についての登記はきちっとするということの方針ですかこれは。

事務局長 家屋を新たに登記するとなると、登記手数料がいりますので、この表現を考えたいですね。建物が未登記又は未登録の場合は、その空き家の敷地の所有者と農地の所有者が同一人であることという条件と併せて、相続登記が未了の場合というのは、土地の相続登記が未了の場合というように表現を考えたいと思います。

浦坪委員 今事務局がおっしゃったように、登記になりますとかなりの費用が掛かります。折角空き家を買いたい、地域を潤したいというような定住策から見ると支障になってくるのじゃないかという懸念があるわけです。この辺は少し再考した方がいいのではないかと思います。

事務局長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、その辺に気が回ってなかったところで、考えさせていただきます。

杉谷委員 1ページの目的の空き家の解消と有効活用の促進、移住・定住の促進とありますけども、それで1アールというのはどのように決まったのか。0.5アールでも0.7アールでもいいのではと思うんです。もう一つは、2ページの3年間以上適正に耕作するという事なんですけども、農業をやったことのない人や道具のない人は誰かに頼んで3年間作ってもらってもいいということですか。自分で作らなくても貸して作ってもらうということでもいかどうかということです。

事務局長 これは、空き家と同時に取得する場合に下限面積を1アールに下げるものであって、農地を取得する許可基準については、普通に農地だけを取得する場合の3条許可基準と同じ基準を適用しなければならないですから、買う人が自分で耕作してもらわなければならないということになります。作業を委託するという事はありますが、耕作経営は購入する人がしなければならないということです。

1アールというのは、全国でも最少の面積で設定しています。農地法施行規則でも単位はアールで定めることとなっているんです。原則は、10アール以上なんですけれども、施行規則の第2項で10アール未満でも定めることができるということを適用して全国でも最少の面積である1アールとしております。0でもいいのではということもあるんですが、そういう所は全国でもないので1アールとしておきたいと思います。

杉谷委員 1アールというと30坪くらいだと思うんですけど、10坪とか15坪という畑が付いている場合があります。田圃の場合は3年間適正に耕作管理

するというのは無理だと思いますが、畑くらいでしたらお歳を召した方でもできると思うんですけども、貸して作ってもらうということはできるんですね。

事務局長 貸し借りはできません。作業だけ委託して、収穫、収入は自分のものですということです。他人に貸すために3条で取得するというのは認められないです。

もう一つ、1アール未満の場合ですが、例えば農振農用地に入っていない場合であれば、進入路とか駐車場に転用して5条で取得してもらうという方法も考えられると思うんです。下限面積を1アールと定めると、例えば金山町ですと49アールでも空き家と同時に取得する場合には取得することができるということになりますが、1アールに満たない80㎡だと取得できないのかとなると少しおかしくなってくるので、そういった転用して5条で取得してもらうという方法あるのではないかというアドバイスもいただいております。

議長 ほかにございませんか。

室谷委員 大台町は、27年4月1日より実施しているんですね。これに当たって問題点が発生したとかそういうことは聞いていませんか。

事務局長 今のところ事例がないと聞いております。

室谷委員 空き家取得にあたり農地が付いていたという場合に、それが1アール以上であれば一緒に農地も取得できるということなんですね。これは過疎対策や色々あるんですけど、空き家だけ欲しただけどたまたま農地が付いていたというときに、下限面積を1アールにしましょうということなんですね。3ページなんですけど、空き家があって、同じ人が久生屋の方で農地を2反持っているというとき、久生屋の下限面積は50アールですけど、このときに反対をとれば、久生屋の方で2反くらい農地を欲しいと、5反は買えないけどもう少し少ないのであれば買いたいというとき、借家を持っていたとするとその借家を買えば農地も買えるということですね。

事務局長 空き家と農地を同時に取得する契約書を添付していただいて、この許可要件と3条の許可基準に当てはまれば、50アール以下でも買えるということになります。

室谷委員 そこらへんの問題は起こってないのか知りたいんですが、どちらも実績がないということなので、そこらへんの事務局の考えはどうか。

事務局長 簡単に定めてもいいものかの心配はありますので、もう少し皆さんにも資料を見て疑問点などをご検討いただいてもう少し検討していきたいと思っています。これは農地を取得しやすいようにすることが目的ではなくて、市外にいる子供さんたちが、両親が亡くなったのでこちらの家屋敷を売り払いたいという方々が出てきましたので、売りたい人と買いたい人がマッチングした時に買えるようにすることが目的です。

議長 そういう方の盲点を突いてくるとか色々なことがあるので、今日はこれで決定するのではなく、皆さんのご意見を今後いただきながら一番いい方法を考えていただきたいと思います。お配りしました資料をお持ち帰りいただき、お気づきの点等がございましたら、事務局までご連絡いただくようにしたいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは、最初に農政係長から農地法第3条許可農地等の利用状況追跡調査について説明させていただきます。

農政係長 お手元に配布させていただいております農地法第3条許可農地の利用状況調査表につきまして、本年も第3条許可農地の利用状況追跡調査をお願いいたします。

耕作状況調査票に基づき、耕作されているか、未耕作の状態かの確認調査を行っていただき、耕作されている場合は、作物名の記入、未耕作の場合は、農地の管理状況、草刈りによる保全管理や耕作放棄等の状況を記載していただくと同時に農地の適正管理に向けて、本人の意向確認や、委員さんによる指導状況等を簡単に記載してください。

また、圃場整備工事施工承認農地の追跡調査も併せてお願いいたします。圃場整備農地につきましても、工事の進捗状況や完成後の耕作状況等の調査をお願いします。

調査表につきましては、7月の総会までに提出をお願いします。なお、3条取得された農地、及び圃場整備された農地につきましては、3年3作を原則としておりますので、正当な理由がない限り3年以内の農地の転用、転売等は認められておりませんのでご注意ください。

事務局長 つづきまして、私の方から連絡事項を申し上げます。

冒頭の会長の挨拶にもありましたが、全国農業会議所、三重県農業会議から、熊本地震で被災した農業者等の一日も早い復興を支援するための義援金募集活動への協力要請がございました。

義援金の額については、一口千円、委員一人、一口以上の協力要請がありました。

委員の皆様方におかれましては、いろんな立場で協力されている方もおられると思いますが、当委員会といたしましては、平成23年の東日本大震災の時と同じように、一人当たり「二口、2千円」のご協力をいただき、互助会費から支出させていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。合計金額は、五万円となります。

次に、次回の現地調査は、6月1日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回総会は、6月10日、金曜日、午前9時30分から、市民会館の会議室での開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、もう少し先のことですが、本年度は、農業委員会の先進地視察研修の年にあたります。日程につきましては、総務課のマイクロバスを早い目に予約しなければならないことから、11月17、18日の2日間、一泊二日を予定しております。関西、中部方面を予定しておりますので、視察希望先がございましたら事前に事務局までお知らせ下さいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 視察先を皆さんでも考えておいてください。

これもちまして、第15回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時25分)